

## 甲州市農福連携推進農業者支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、農業者と福祉事業所の連携を促進し農業者の労働力を確保するとともに、障がい者や雇用契約に基づく就労が困難な者等（第4条において「障がい者等」という。）の就労機会の確保を図るための農福連携に意欲的に取り組む農業者に対し、甲州市農福連携推進農業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、甲州市補助金等交付規則（平成17年甲州市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人、団体及び法人で、甲州市内に住所又は事務所を有する者
- (2) 福祉事業所 山梨県内に所在する就労継続支援B型事業所
- (3) 農作業 農業者のほ場又は福祉事業所内等で行われる作業及び袋詰め等の出荷調整作業

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（第5条において「補助対象者」という。）は、次に掲げる事項の全てに該当する農業者とする。

- (1) 市が行う農福連携推進にかかる事業に協力する意思のある者
- (2) 委託する福祉事業所との間に資本及び人的な関係がない者
- (3) 市税の滞納がない者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、農業者が委託者となり福祉事業所と農作業受委託契約を締結して行われる農作業に係る経費（人件費が7割以上となるものに限る。）とする。

2 前項に規定する農作業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度に実施される農作業で

あって、農業者と福祉事業所の間で農作業受委託契約を締結して実施されるものであること。

(2) 1日2時間以上の農作業であって、障がい者等及び福祉事業所の職員がそれぞれ1人以上参加するものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で市長が定める額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 同一の補助対象者に対する一の年度における補助金の上限額は10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第2条の規定による補助金の申請は、次に掲げる書類を添えて、補助金に係る事業を開始しようとする日の前日までに行うものとする。

- (1) 甲州市農福連携推進農業者支援事業費補助金事業計画書(様式第1号)
- (2) 農作業受委託契約の契約内容が分かる書類(契約書又は見積書等の写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第6条に規定する実績報告は、補助金に係る事業が完了した日から14日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、行うものとする。

- (1) 甲州市農福連携推進農業者支援事業費補助金実績書(様式第2号)
- (2) 農作業受委託契約に係る領収証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(調査等)

第8条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めたときは、補助事業者に対し補助金に係る事業に関する報告を求め、又は、現地確認若しくはその他必要と認める調査を行うことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。